

人件費水準に関する規程

一般社団法人C-BRASSウインドオーケストラの人件費を算定する根拠を明らかにするため、以下を定める。

- 1 事業に従事する非常勤職員の賃金は時給1500円とし、時給×従事時間で計算するものとする(令和6年2月現在)
- 2 時給の算定にあたっては、沖縄労働局が発行する「沖縄県の賃金」に準拠するものとする。
- 3 専門的な知識や技能を有する場合は、理事会にて単価を設定するものとする。
- 4 物価の状況や最低賃金等の基準を毎年確認し、必要に応じて理事会にて改訂を行う。

付則

本規程は令和6年2月29日から施行する。